

恵庭市公共下水道事業 合流地区アドバイザー会議について

合流地区について

合流地区とは合流式下水道で下水整備された地区のことを示します。

合流式下水道は、雨水と汚水を一緒の管で排水する下水道であり、恵庭市においては昭和 43 年～52 年に下水道整備が実施された市役所を含む 103.4ha が合流地区となっています。

また、合流地区には 2 箇所の“雨水吐き室”があり、大雨時には未処理下水が漁川に放流されます。



合流式下水道緊急改善事業について

合流式下水道は、大雨時に未処理下水が公共用水域へ排出されるため、水質汚濁や公衆衛生上の問題を引き起こしています。

国土交通省では、水域汚染が社会問題化されるこのような事態を重く受け止め、平成 15 年に下水道法施行令を改正し、中小都市においては、平成 25 年度までに緊急改善対策を確実に完了するよう義務付けられました。

これを受けて恵庭市では、「合流式下水道緊急改善事業計画」を策定し、平成 17 年度から事業に着手し、平成 21 年度に事業を完了しました。

(事業概要は次頁参照)

会議開催の目的について

合流式下水道緊急改善事業は、国土交通省通達により事業完了後に事後評価を行い、その評価の透明性・客観性を確保するために学識経験者等の第三者の意見を求めることが必要となっております。

恵庭市においては、事業完了後の平成 21 年度から緊急改善事業検証のためのモニタリング調査を実施し、今年度の調査結果を以って最終的な事後評価を行い第三者の意見を求めるための「合流地区アドバイザー会議」を開催しました。

(事後評価は次頁参照)

恵庭市公共下水道事業 合流式下水道緊急改善事業の概要と事後評価	
改善目標	①汚濁負荷量の削減 → 合流地区から排出する汚濁負荷量を分流式下水道並みに削減する。
	②きょう雑物の削減 → 雨水吐き室からのきょう雑物の流出を抑制する。
	③公衆衛生上の安全確保 → 雨水吐き室からの未処理放流水の放流回数を半減する。
対策	①汚濁負荷量の削減 → 終末処理場に高速凝集沈殿施設を整備し、大雨時の汚濁負荷量を分流化並みに削減する。 H20～H21 C=420,000千円 
	②きょう雑物の削減 → 2箇所の雨水吐き室にろ過スクリーンを設置し、きょう雑物を削減する。 H17～H18 C=30,000千円  
※③公衆衛生上の安全確保は、現状の越流回数が"一般的な合流式下水道の雨水吐き室構造とした場合の越流回数"の半分以下であることが確認できたため、既に達成済みとしている。	
事後評価	①汚濁負荷量の削減 → 分流化並みのBOD汚濁負荷量の基準値である40mg/lに対し、水質調査から得られるH22～H26までの実績値(平均)が36.1mg/lであり、基準値を下回ることが確認できたため達成と評価。
	②きょう雑物の削減 → 全ての雨水吐き室にろ過スクリーンを設置したこと。又、現地にてきょう雑物の流出が見られず、ろ過スクリーンの効果を確認できたことから達成と評価。

会議開催について

平成26年12月19日(金)市民会館において、学識経験者として北海道大学岡部教授、関係町内会からは13名の代表者出席のもと「合流地区アドバイザー会議」を開催し、改善目標が達成されていることを確認しました。

